

生物多様性のための 30by30 アライアンス設置要綱

(設立趣旨)

第1条 2030年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる（ネイチャーポジティブ）というゴールに向け、2030年までに自国の陸域・海域の少なくとも30%を保全・保護すること（30by30（サーティ・バイ・サーティ））の達成を目指し、国立公園等の拡充並びに里地里山、企業林その他の様々な主体によって守られてきたエリアの OECM（Other Effective area-based Conservation Measures）としての国際データベース登録及び保全等を促進し、又はその取組を積極的に発信することを目的として、行政、企業、NPO等の有志連合として、「生物多様性のための 30by30 アライアンス」（以下、「本アライアンス」という。）を設置する。

(発起人・コアメンバー)

- 第2条 発起人は、別添設立趣意書に賛同し本アライアンスを設置し、設置後はコアメンバーとして本アライアンスの推進に取り組む。
- 2 コアメンバーは、本アライアンスへの参加を内外に呼びかけるほか、取組の対外発信に努めるものとする。
 - 3 新たにコアメンバーを追加するに当たっては、各コアメンバーの同意を得るものとする。

(参加者)

- 第3条 参加者は、別添設立趣意書に賛同し、その取組に協力する行政機関、企業、団体及び個人とする。
- 2 参加希望者は、別添様式1の参加登録申込書に必要事項を記載の上、事務局に申請し、事務局は申請内容を確認の上参加の許諾の応答を行う。
 - 3 参加の了承の連絡を受けた者（以下、「参加者」という。）は、調査票に記載した取組を推進する。その際、参加者は必要に応じて別添様式2に定める届出書を提出の上、別添参考に定めるロゴマークを用いることができる。
 - 4 参加者において本アライアンスの趣旨に反する行為が認められた場合には、事務局において参加登録を取り消すことができる。

(事務局)

- 第4条 本アライアンスの事務局を環境省自然環境局自然環境計画課に置く。
- 2 事務局は、本アライアンスに関する以下の事務を行う。
 - (1) 本アライアンス参加登録の受付、審査及び管理
 - (2) サイト及びロゴマークの管理
 - (3) 本アライアンスの活動に係る参加者への情報共有
 - (4) 本アライアンスの活動に係る対外発信
 - (5) 本アライアンスによる行事等の主催、共催、後援等の管理
 - (6) (1)～(5)に付随する業務その他

(要綱の見直し)

第5条 本要綱については、取組の進捗や国際動向を踏まえ、各コアメンバーの同意を得て適宜適切に見直すものとする。

付則

この要綱は、令和4年4月8日から施行する。